

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月13日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級	東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級
			日野郡日野町久住 576番地	黒坂小学校久住分校	2級
			日野郡日野町久住 576番地	黒坂小学校久住季節間分 校	2級
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。